

平成28年5月30日裁決

## 主文

後記「理由」欄第2の4記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害等級3級の障害厚生年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、眼瞼けいれん(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、当該傷病の初診日を平成〇年〇月〇日としたうえで、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚年法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在、及び裁定請求日である平成〇年〇月〇日現在における当該傷病による障害の状態は、いずれも国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)及び厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないとして、障害給付を支給しない旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。
- 3 請求人は、先行処分を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求(以下「前回審査請求」という。)をした。

4 その後、厚生労働大臣は、当該傷病による障害の状態について、平成〇年〇月〇日現症において症状が固定しており、かつ、厚年令別表第2に定める程度に該当するとして、先行処分を取り消した上で、決定日を平成〇年〇月〇日とし、同月〇日付で、請求人に対し、厚年法による障害手当金を支給する決定をし、もって、障害給付はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

5 請求人は、原処分を不服とし、平成〇年〇月〇日(受付)、標記の審査官に対して審査請求をし、これを棄却する旨の決定を受けて、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

- 1 障害認定日による請求により障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師(歯科医師を含む。以下同じ。)の診察を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合には、その治った日(症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病による障害の状態が厚年令別表第1に定める障害の程度に該当していることが必要とされている。
- 2 本件の場合、初診日が平成〇年〇月〇日であることについては、当事者間に争いはなく、障害認定日は1年6月を経過した平成〇年〇月〇日と認められるところ、厚生労働大臣が、第2の4記載の理由で原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服とし、平成〇年〇月〇日現症において症状は固定しておらず、障害認定日における当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に定める程度に該当すると主張しているのであるから、本件の問題点は、平成〇年〇月〇日現症において当該傷病による症状が固定しているか認められるかどうか、及び、障害認定

日における当該傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）が、厚年令別表第1に定める程度に該当していないかどうかである。

#### 第4 審査資料

本件の審査資料は、以下のとおり（いずれも写し。）である。

（略）

#### 第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

（略）

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 資料1-1及び資料1-2によると、平成○年○月○日にA医師のもとを受診した時には眼瞼けいれんとドライアイが認められ、リボトリールの内服療法と3か月に1回のボトックス注射が施行されているが、効果は限定的であるとされている。そして、平成○年○月○日及び平成○年○月○日において、傷病は治っておらず症状のよくなる見込みはないとされている。

A医師は、資料1-3及び資料1-4で、症状が固定していない理由について詳しく説明している。それによると、ボトックス注射は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までは、効果がほとんどないときの追加の少量の注射を除くと、約3か月に1回の間隔で行っていたとしている。そうすると、平成○年○月○日ころは、少なくとも3か月に1回の間隔で注射をしなければ、眼瞼けいれんが起きていた期間と考えられ、症状が固定して、治療の効果が期待できない状態であったとは認められない。また、平成○年○月○日から平成○年○月○日までは症状が軽快し、受診も必要でないほど症状が改善していた時期はあるものの、平成○年○月○日に受診を再開して以降は、症状が悪化し、ボトックス注射の間隔も2か月～3か月に1回と短くなって

いたとされているのであるから、平成○年○月○日以降、裁定請求日に近い平成○年○月○日までの期間については、症状が悪化し、薬物（リボトリール）療法とボトックス注射を行っている期間であり、症状が固定していたとは考えられない。

さらに、資料1-1及び資料1-2の備考欄に「眼瞼けいれんは目の閉閉に関する脳の命令系統の失調が原因である。」とされており、そのとおりであるとするならば、てんかんと同様、リボトリールによる薬物療法及びボトックス注射を使用してもなお、十分にコントロールできていなかったと考えるのが相当である。

以上によれば、平成○年○月○日、更には裁定請求日のいずれにおいても本件障害の状態は「症状が固定して治療の効果が期待できない状態」ではないと認められる。したがって、原処分が平成○年○月○日現症をもって症状固定としていることは相当とはいえない。

(2) 請求人の当該傷病で、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態としては、厚年令別表第1に「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（12号）及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」（14号）が掲げられているが、このうち、14号に相当する障害は、厚年令別表第2（障害手当金）に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件として3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする

程度の障害を残すもの」(21号)が掲げられている。

そして、国年法・厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (3) 認定基準の第3第1章第1節／眼の障害によれば、眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分するとされ、その他の障害については、「まぶたに著しい欠損を残すもの」、「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」、「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とされ、「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、ア。「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの、イ。「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの、ウ。「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明(まぶしさ)を訴え、労働に支障をきたす程度のものいずれかに該当する程度のものをいうとされている。

- (4) 上記の認定基準に照らして、本件障害の状態を判断するに、資料1-1の診断書によると、請求人には、視力及び視野には障害が認められないものの、まぶたの欠損・まぶたの運動は「眼瞼けいれんのため開瞼を継続できな

い。」とされ、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は「開瞼を継続できず、仕事や生活上の作業が継続できない。そのため労働や生活上の動作を行う時間は、発病前の倍近くかかっている。一方の手で片眼のまぶたを引き上げていることがある。」とされている。

このような障害の状態は、まぶたの運動障害のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のものに相当し、厚年令別表第2に定める「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する。そして、上記のとおり症状が固定しているとは認められないのであるから、厚年令別表第1に定める「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)に該当すると認められる。

- (5) 以上によれば、請求人には、障害認定日である平成〇年〇月〇日を受給権発生の日とする障害等級3級の障害厚生年金が支給されなければならない。よって、原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。